|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | | | | 対象者 |
| 介護給付 | | | | |
|  | 居宅介護 | | | |
|  | | 身体介護 | 【障がい者・障がい児】  障害支援区分が区分１以上の者 |
| 家事援助 | 【障がい者・障がい児】  障害支援区分が区分１以上の者 |
| 通院等介助 | 【障がい者・障がい児】  １　身体介護を伴う場合  次のいずれにも該当する支援度合にある者  （１）障害支援区分が区分２以上  （２）障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか１つ以上に認定されていること。  ア　「歩行」：「全面的な支援」  イ　「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」  又は「全面的な支援が必要」  ウ　「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」  又は「全面的な支援が必要」  エ　「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  オ　「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  ２　身体介護を伴わない場合  障害支援区分が区分１以上の者 |
| 重度  訪問介護 | | | 【障がい者】  障害支援区分が区分４以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分６であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者）であって、次のいずれかに該当する者  １　次のいずれにも該当していること。  （１）二肢以上に麻痺等があること  （２）障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のすべてが「支援が不要」以外と認定されていること。  ２　障害支援区分の認定調査項目のうち行動等関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者  　ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス基準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける   1. 障がい支援区分３以上かつ、 2. 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が１２５時間を超える者については、当該者の障がい支援区分の有効期間に限り、重度訪問の対象とする。   なお、重度訪問介護サービス費の加算対象については、下記の要件を満たすものとする   1. 100分の8.5　　　区分６に該当する者 2. 100分の15　　　１に該当するものであって、重度障がい者等包括支援の対象となる者 |
| 同行援護 | | | 【視覚障がい者・視覚障がい児】  障がい支援区分の認定を必要としないものとし、同行援護アセスメント調査票による調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ「移動障害」の点数が１点以上の者  なお、同行援護サービス費の加算対象者については、下記の要件を満たした者とする   1. 100分の20　　区分３に該当する者（障がい児にあたってはこれに相当する支援の度合） 2. 100分の40　　区分４以上に該当する者（障がい児にあたってはこれに相当する支援の度合） 3. 100分の25　　盲ろう者（対象者であり、聴覚障がい６級に相当する者。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ算定できる。）   ※①及び③又は、②及び③の要件を満たす者は、それぞれの加算を算定できる |
| 行動援護 | | | 【障がい者・障がい児】  次のいずれにも該当する者  １　知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要し、当該障がい者等が行動する際に生じる得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援護を必要とする者  ２　障害支援区分が区分３以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（障がい児にあたってはこれに支援の度合である者） |
| 療養介護 | | | 【障がい者】  病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者  １障害支援区分６に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者  ２　障害支援区分５以上に該当し、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する者  （１）重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者  （２）医療的ケアスコアが16点以上の者  （３）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが８点以上の者  （４）遷延性意識障がい者であって、医療的ケアスコアが８点以上の者  　３　１及び２に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると村が認めた者  　４　旧重症心身障害児施設（平成24年４月の改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43条の４に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第７条第６項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成24年４月１日以降指定療養介護事業所を利用する１及び２以外の者 |
| 生活介護 | | | 【障がい者】  　地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の介護が必要な者として次に掲げる者  １　障害支援区分が区分３（障害者支援施設等に入所する者は区分  ４）以上である者  ２　年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分２（障害者支援施設等に入所する者は区分３）以上である者  ３　生活介護と施設入所支援との利用の組合せを希望する者であって、障害支援区分が区分４（50歳以上の者は区分３）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続を経た上で、村が利用の組合せの必要性を認めた者 |
| 短期入所 | | | 【障がい者・障がい児】  １　障害支援区分が区分１以上の者  ２　障がい児も必要とされる支援の度合に応じて主務大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児 |
| 重度  障害者等  包括支援 | | | 【障がい者・障がい児】  障害支援区分が区分６（障がい児にあっては区分６に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当する者  １　重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する者   1. 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者   **Ⅰ類型**  （２）最重度知的障がい者　**Ⅱ類型**  ２　障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（１２項目等）の合計点数が１０点以上である者　**Ⅲ類型**  Ⅰ類型  (1) 障害支援区分６の「重度訪問介護」対象者であって  (2) 医師意見書の「２．身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢、右上肢、左下肢、右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）  なお、医師意見書の「２．身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(４)筋力の低下」、「(５)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。  (3)認定調査項目「１群起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定  (4) 認定調査項目「10群特別な医療レスピレーター」において「ある」と認定  (5) 認定調査項目「６群認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定  Ⅱ類型  (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認  (2) 障害支援区分６の「重度訪問介護」対象者であって  (3) 医師意見書の「２．身体の状態に関する意見」中の「(３)麻痺」における「左上肢、右上肢、左下肢、右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）  なお、医師意見書の「２．身体の状態に関する意見」中の「(２)四肢欠損」、「(４)筋力の低下」、「(５)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。  (4) 認定調査項目「１群起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定  (5) 認定調査項目「６群認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定  Ⅲ類型  (1) 障害支援区分６の「行動援護」対象者であって24  (2) 認定調査項目「６群認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定  (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者 |
| 施設入所支援 | | | 【障がい者】  １　生活介護を受けている者であって、障害支援区分が区分４（50歳以上の者にあっては区分３）以上である者  ２　自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練を受けることが困難な者  ３　生活介護を受けている者であって障がい支援区分４（50歳以上の場合は障がい支援区分３）より低い者のうち、指定特定相談支援支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、村が利用者の組合せの必要性を認めた者  ４　就労継続支援Ｂ型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用者計画案の作成の手続を経た上で、村が利用の組合せの必要性を認めた者 |
| 訓練等給付 | | | | |
|  | | 自立訓練  （機能訓練） | | 【障がい者】  地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者  １　入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者  ２　特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者　等 |
| 自立訓練  （生活訓練） | | 【障がい者】  地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者  １　入所施設・病院を退所・退院した者であって。地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者  ２　特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者　等 |
| 宿泊型  自立訓練 | | 【障がい者】  自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上などの支援が必要な障がい者 |
| 就労移行支援 | | 【障がい者】  １　就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者  ２　あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者  ※ただし、65歳以上の者については、65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）に引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていない者であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けた者に限り対象とする。 |
| 就労継続支援  Ａ型 | | 【障がい者】  企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていた者に限る。）  １　就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者  ２　特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者  ３　企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者 |
| 就労継続支援  Ｂ型 | | 【障がい者】  就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者で、次のいずれかに該当する者  １　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者  ２　50歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者  ３　１及び２のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等のアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者  ４　障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市長が利用の組合せの必要性を認めた者  ※４の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年５月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援Ｂ型の利用を認めて差し支えない。  ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）  ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 |
|  | | 就労定着支援 | | 【障がい者】  　就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が６月を経過した障がい者（病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が６月を経過した障がい者も含む。） |
| 自立生活援助 | | 【障がい者】  　障がい者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障がいや疾病等のために居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、支援を有する次のいずれかに該当する者  　１　障がい者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた者、又は児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所していた15歳以上のみなし障がい者  　２　共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた者  　３　精神科病院に入院していた精神障がい者  　４　救護施設又は更生施設に入所していた者  　５　刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた者  　６　更生保護施設に入所していた者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた者  　７　地域移行支援の対象要件に該当する障がい者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる者  　８　人間関係や環境の変化（家族の死亡、入退院の繰返し）等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる者  　９　障害支援区分認定審査会における個別審査において適当と認められる者 |
| 共同生活援助 | | 【障がい者】  　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（中でも身体障がい者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。） |
| 地域相談支援給付 | | | | |
|  | | 地域移行支援 | | 【障がい者】  　次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者  　１　障がい者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた者、又は児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所していた15歳以上のみなし障がい者  　２　精神科病院に入院している精神障がい者  　３　救護施設又は更生施設に入所している障がい者  　４　刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者  但し、少年院に収容されている者は、保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障がい者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年４月17日法務省保観第244号、法務省矯正局長、保護局長連名通知）に基づき、特別調整対象者に選定された障がい者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障がい福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される者に限る。  　５　更生保護施設に入所している者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している者 |
| 地域定着支援 | | 【障がい者】  　次の者のうち、地域生活への定着のための支援が必要と認められる者  　１　居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者  　２　居宅において家族と同居している者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある者  　　 なお、障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。  　　　ただし、共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため対象外とする。 |
| 障害児通所支援事業 | | | | |
|  | | 児童発達支援 | | 【障がい児】  　療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる次の主に未就学の児童  　１　村が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童  　２　保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童 |
| 医療型  児童発達支援 | | 【障がい児】  　肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児 |
| 放課後等  デイサービス | | 【障がい児】  　学校教育法第１条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児 |
| 居宅訪問型  児童発達支援 | | 【障がい児】  　重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児。  ※ なお、重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働  省令で定める状態とは、次に掲げる状態とする。   1. 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医   療を要する状態にある場合  ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合 |
| 保育所等  訪問支援 | | 【障がい児】  　保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設、その他村長が認めた施設に通う又は入所する児童であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた児童  　※ なお、厚生労働省令で定める施設とは、保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設とする。 |
| 地域生活支援事業 | | | | |
|  | | 外出介護  （身体介護を伴う） | | 【障がい者・障がい児】  〈知的障がい者、精神障がい者〉  以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者。障がい児にあたってはこれに相当する心身の状態  １　移動時において、知的障がい又は精神障がいにより常時直接的な介助を必要とする者  ２　日常の意思決定又は意志の伝達（コミュニケーション）に何らかの支援を必要とする者  〈身体障がい者、難病等の者〉  　以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者。障がい児にあたってはこれに相当する心身の状態  　１　身体障がい者手帳１、２級（これに相当する者として、村長が特に必要と認める者を含む）を所持する者、又は難病等で二肢以上に麻痺等がある者  　２　障がい支援区分３以上又は要介護２以上の者  　３　移動に何らかの介助を必要とする者  　４　排せつ又は食事に何らかの介助を必要とする者 |
|  | | 外出介護  （身体介護を伴わない） | | 〈知的障がい者、精神障がい者〉  　移動又は日常の意思決定・意志の伝達（コミュニケーション）のいずれかに支援を必要とし、外出に何らかの介助を必要とする者。障がい児にあたってはこれに相当する心身の状態  　１　身体障がい者手帳１、２級を所持する者、又は難病等で二肢以上に麻痺等がある者  　２　障がい支援区分３以上又は要介護２以上の者（視覚障がい者を除く）  　３　移動に何らかの介助を必要とする者  　４　買い物や交通機関の利用など、外出時において何らかの介助を必要とする者 |
|  | | 訪問入浴 | | 【障がい者・障がい児】  　身体障害者手帳の交付を受けている在宅の者又は児童で、下肢又は体幹で１級から２級までの等級に該当する者又は児童であって、次のいずれにも該当する者又は児童  １　常時臥床又はこれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難、かつホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者又は児童  ２　入浴可能な健康状態にある者又は児童（医師の意見書を市に提出し、市長が認めた者） |
| 日中一時支援 | | 【障がい者・障がい児】  　日中において介護する者がなければ在宅での生活が困難な障がい者又は障がい児 |